

院内保育所運営業務委託契約書

高砂市（以下「発注者」という。）と.....（以下「受注者」という。）とは、高砂市民病院における院内保育所（以下「院内保育所」という。）の運営業務について、次の条項により院内保育所運営業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、院内保育所運営業務（以下「本業務」という）を受注者が受託するにあたり、その詳細を定めることを目的に、発注者と受注者との間で締結するものとする。

（発注者及び受注者の義務）

第2条 発注者は、本業務の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

2 受注者は、委託の本旨に従い、信義に従って、誠実に本業務を履行するものとし、発注者は受注者の要請に基づき、受注者が本業務を履行するにあたり、必要な協力を行うものとする。

（本業務の履行）

第3条 受注者は、善良なる管理者の注意をもって本業務を履行する。

2 受注者は、従業員を適正に配置し、指導監督を行い、別紙に定める仕様書に従い、計画的に本業務を履行するものとする。

（保育の予約）

第4条 発注者は、発注者の職員が利用する保育の予約を、原則として「保育所利用予定表」を用いて、月毎に利用月の前月の26日までに受注者に報告し、受注者はそれに基づき、従業員の勤務予定表を作成する。

2 受注者は、発注者が保育の利用について、保育利用日の3日前までに緊急な依頼をした場合及び極めて特殊な状況において緊急に依頼した場合は、これを了承する。ただし、この場合は、従業員の配置基準を認可外保育施設指導監督基準内において変更することができるものとする。

（健康管理）

第5条 児童が次の各号の一つに該当するときは、受注者は保育をしないことができるものとする。

- (1) 38℃以上の発熱があるとき。
 - (2) 下痢、又は嘔吐の症状があるとき。
 - (3) 伝染病の疑いがあるとき。
 - (4) その他著しく普段と様子が違うとき。
- 2 保育中に児童の健康状態が悪化したときは、受注者の従業員は児童の保護者に連絡し、速やかに迎えに来ることを要請する。
 - 3 伝染病に感染した児童については、学校保健衛生法の出席停止期間を基準とし、登所停止期間を設けることができるものとする。

(委託料)

第6条 発注者は、受注者に対し、次の表1及び表2に掲げる内容で委託料を支払うものとし、消費税及び地方消費税は別途加算する。

表1

保 育 児 童 数	単 価
0人～5人	円/月
6人～10人	円/月
11人～15人	円/月
16人以上1人当たり	円/月

表2

区 分	単 価
給食・昼食	円/1食
給食・昼食(土)	円/1食
給食・朝食	円/1食
給食・夕食	円/1食
おやつ	円/1食
おやつ(土)	円/1食
捕食	円/1食
補食(土)	円/1食

- 2 発注者は、院内保育所の管理費として毎月.....円を受注者に支払うものとし、消費税及び地方消費税は別途加算する。
- 3 経済事情の変化、諸経費の変動等により、料金改定の必要が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、委託料を改定することができる。

(委託料の算出)

第7条 受注者は、次の各号に基づき委託料を算出し、発注者に請求する。

- (1) 受注者は、児童の保育実績に基づき、1ヶ月のうち15日以上保育施設を利用した場合を月極保育とし、それ以外の場合を一時保育とする。
一時保育の全児童の利用日数を合計し15で除して得られた数値(小数点第1位四捨五入)に、月極保育児童数を加算して得られた数を保育児童数とすることで1ヶ月分の委託料を算出する。
- (2) 受注者が、発注者から提出された「保育所利用予定表」に基づき従業員の勤務シフトを決定した後、児童の利用予定に変更等が生じ、必要となる従業員数が減少したときは、発注者は、減少分の予定委託料の全額を支払う。ただし、児童の利用予定の変更等が、保育利用日の前日の午後4時30分までに受注者に連絡があったときはその限りではない。
- (3) 委託料(消費税及び地方消費税を含む。)を算定するときは、円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。
- (4) 毎月の委託料は保育児童数で算出するものとし、利用状況によって毎月の委託料は変動する。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、.....円とする。

(契約の保証)

第9条 受注者は、本契約の締結と同時に、発注者に、前条に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、本契約による本業務の履行によって生ずる発注者の損害をてん補するため、履行保証保険契約を締結したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。

(委託料の請求及び支払方法)

- 第10条 受注者は、第6条の委託料を、発注者が指定する方法により発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定に基づき受注者から委託料の適法な請求を受けたときは、その請求を受けた日から30日以内に、受注者の指定口座に銀行振込にて支払うものとする。

(報告及び提案)

- 第11条 受注者は発注者に対し、月毎の保育の利用状況等を、翌月5日までに報告しなければならない。
- 2 発注者は受注者に対し、必要に応じて本業務の履行状況の報告を求めることができる。

受注者は発注者の求めに応じて、速やかに報告を行うものとする。

- 3 受注者は、本業務を円滑に履行するため、又は本業務の精度を向上するために必要があると認めるときは、発注者に本業務の履行方法を提案することができる。
- 4 発注者は前項により提案を受けたときは、誠意をもって対応に努めるものとする。

(業務責任者の職務)

第12条 受注者は本業務の履行にあたり、業務責任者を選任し、次の各号に掲げる職務を行わせるものとする。

- (1) 受注者の従業員の採用、教育訓練及び配置
- (2) 受注者の従業員の労務管理
- (3) 本業務の履行に関する発注者との連絡及び調整
- (4) 本業務の履行に必要な全ての指揮命令

- 2 受注者は選任した業務責任者の氏名を発注者に通知する。また、これを変更した場合も同様とする。

(労働法上の責任)

第13条 受注者は、受注者の従業員に対する雇用主として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）など労働関係諸法令上の義務を誠実に履行し、従業員に対する法令上の責任をすべて負うものとする。

(規律維持)

第14条 受注者は、受注者の従業員の教育指導に万全を期し、院内保育所の秩序規律及び風紀の維持に責任を負うものとする。

(守秘義務)

第15条 発注者及び受注者は本業務の履行にあたり、知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。受注者は、受注者の従業員にもこれを遵守させるものとする。本契約の終了後も同様とする。

(個人情報の取り扱い)

第16条 受注者は、本業務の履行にあたり個人情報を取り扱うときは、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第17条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継

させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第18条 受注者は、この業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める受注者の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は受注者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。再委託をしなければ生じなかった損害についても同様とする。

（借用物の適正管理）

第19条 受注者は、発注者に帰属する本業務の履行に必要な施設、備品等を借り受けたときは、善良なる管理者の注意をもって、これを管理しなければならない。

（損害賠償の責任）

第20条 本業務の履行中、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者若しくは児童等第三者の生命、身体、財産、保育施設に損壊等を与えたときは、受注者は、その損害を賠償するものとし、発注者の提供する施設の造作、設備等の瑕疵に起因して発生する損壊等に関しては、受注者は、その責めを負わないものとする。

- 2 本業務の履行中の交通事故、疾病等は、受注者に過失があったときを除き、受注者はその責めを負わないものとする。
- 3 受注者は、医療行為は一切行なわないものとする。

（不可抗力）

第21条 発注者及び受注者は、戦争、天変地異、災害等の当事者の責めに帰さない事由により本契約の履行が不可能な事態が発生したときは、相手方当事者と相互協議して最善の対策をとることとする。

（契約の変更）

第22条 本契約の内容変更を必要とする事態が生じたときは、契約期間中であっても発注者と受注者とが協議の上、該当事項を定める条項を改定することができるものとする。

(名義変更等の届出)

第23条 発注者及び受注者は、法人の名称、代表者名、所在地等に変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を相手方に通知するものとする。

(契約の期間)

第24条 本契約の履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(契約不適合責任)

第25条 発注者は、この業務に係る目的物がこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その契約不適合の修補、代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この業務に係る目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由のみによるものであるときはすることはできない。

5 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行延滞の場合における損害金)

第26条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内にこの業務を完了することが

できない場合において、発注者は、当該業務を継続せしめ、完了後受注者に損害金を請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、契約金額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 27 条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とし、単価契約の場合は、支払金額とする。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による履行完了後においても、同様とする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の

従業者を含む。)の刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(発注者の解除権)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約上の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がこの契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) この契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分では契約をした目的が達することができないとき。
 - (4) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、この業務に着手すべき時期を過ぎてもこの業務に着手しないとき。
 - (5) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内にこの業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (6) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
 - (7) 第3条、第4条又は第21条の規定に違反したとき。
 - (8) 第20条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
 - (10) 前9号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せずに直ちにこの契約の一部の解除をすることができる。
- (1) この契約上の債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がこの契約上の債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第29条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とし、単価契約の場合は、支払金額とする。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間

内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又はその債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号のいずれかに掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に該当する場合（前項の規定により、第1項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- 4 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の解除権）

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第8条の規定によるこの業務の中止期間が、履行期間の2分の1以上に達したとき。
 - (3) 発注者が契約に違反し、その違反によりこの業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、発注者は、契約保証金を受注者に返還し、かつ、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（準備）

第31条 受注者は当該業務の運営を支障なく開始できるよう、本契約の履行期間開始前に引き継ぎ期間（3箇月以内において発注者が定める。）を設け、旧受注者からの引き継ぎに対応し、令和8年4月1日から適正に業務を開始しなければならない。

（引き継ぎ）

第32条 受注者は、契約が終了することとなった場合（期間満了、契約解除により契約が終了する場合も含む。以下同様。）は、受注者の責任において、本契約期間内に引き継ぎ期間（3箇月以内において発注者が定める。）を設け、新受注者が円滑な業務遂行を図れるよう引き継ぎを行わなければならない。

2 発注者が、引き継ぎ未完了と認めた場合は、本契約期間終了後であっても、受注者は無償で引き継ぎを行わなければならない。

3 発注者は、受注者が前項の規定に違反し、損害が生じた場合には、受注者に対して、その損害金の請求をすることができるものとする。

（協議事項）

第33条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた事項は、必要に応じ、誠意をもって発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（管轄の合意）

第34条 本契約に関する紛争の管轄裁判所は、発注者の所在地を管轄する裁判所とすることに、発注者及び受注者は合意するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書（仕様書を含む。）2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市

高砂市病院事業管理者

院長 渡部 宜久

受注者